

商業簿記

【第15回】

テーマ9

無形固定資産等と研究開発費

テーマ10

引当金の処理①

テーマ9 無形固定資産と研究開発費

1. 無形固定資産の期中までの仕訳を書き出して、金額を集計してみよう(P140)

論 点 1	特許権及びソフトウェアの処理 (P 140～P 141)			
仕訳例の金額	特許権の購入代価100,000円 登録手数料20,000円、現金払い		社内利用ソフトウェアの購入代価 48,000円、セッティング費用2,000円 (全て現金払い)	
(1)期中の仕訳 取得したとき (仕訳例01・02)	借方	貸方	借方	貸方

2. 研究開発費の期中までの仕訳を書き出して、金額を集計してみよう(P143)

論 点 2	研究開発費の処理 (P 143)	
仕訳例の金額	新製品Z開発のために下記のもの支出した(いずれも小切手)。 ・開発に従事する従業員の給料10,000円 ・研究開発にのみ使用する機械装置代金120,000円	
(1)期中の仕訳 支出したとき (仕訳例06)	借方	貸方

< 上記1.～2.における仕訳例の金額の集計する >

無形固定資産(特許権と社内利用ソフトウェア及び研究開発費について

下記のT勘定（総勘定元帳）を使って仕訳の金額も集計してみてください。

特許権	ソフトウェア	研究開発費

< 残高試算表を作成する >

上記1～2.期中仕訳までを反映した「決算整理**前**残高試算表」を作成してみてください。

決算整理「**前**」残高試算表（一部）

× 年 3月31日

借方	勘定科目	貸方

3. 決算整理仕訳を書き出して、金額を集計してみよう(P 141)

論 点	無形固定資産の償却 (P141・142)			
仕訳例の金額	期首に取得した特許権を償却する 定額法、償却期間 8 年		社内利用のソフトウェアを償却 定額法、償却期間 5 年	
(2)決算整理仕訳 (仕訳例03) (基本例題29)	借方	貸方	借方	貸方

計算方法：

※研究開発費の決算整理は？

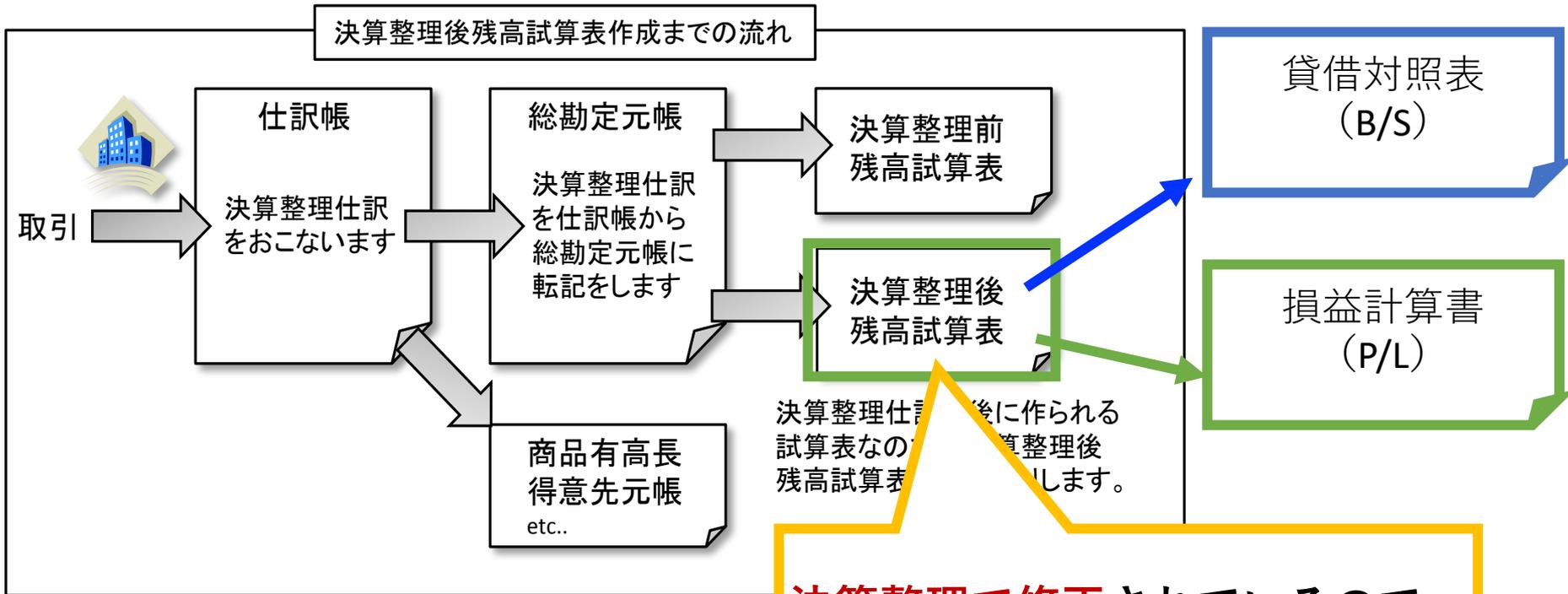
【償却方法の比較】 P141

	無形固定資産の償却	有形固定資産の減価償却
残存価額		
償却方法		
記帳方法		

「簿記一巡の手続き（スタートからゴールまで）」③

手続き 3：「後T/B」から財務諸表を作る

作成ルート 2



決算整理で修正されているので、
全て正しい金額と科目に
なっています！

4.集計した金額から財務諸表を作成みよう(P141・143)

損益計算書

I	売上高	_____
II	売上原価	_____
	1.期首商品棚卸高	
	2.当期商品仕入高	
	合計	_____
	3.期末商品棚卸高	_____
	売上総利益	_____
III	販売費及び一般管理費	_____
	営業利益	_____
IV	営業外収益	_____
IV	営業外費用	_____
	経常利益	_____
V	特別利益	_____
VI	特別損失	_____
	税引前当期純利益	_____
	法人税、住民税及び事業税	_____
	当期純利益	_____

貸借対照表

I 流動資産	I 流動負債
II 固定資産	II 固定負債
有形固定資産	純資産の部
	株主資本
無形固定資産	資本金
	利益剰余金
投資その他の資産	評価換算差額等

5. 翌期の期中の仕訳を書き出してみよう(P142)

論 点2	特許権及びソフトウェアの売却・除却の処理 (P 142)			
仕訳例の金額	特許権の取得原価120,000円 帳簿価額 ?円 (上記1～3参照) 売却価額80,000円で売却		ソフトウェアの取得原価50,000円 帳簿価額 ?円 (上記1～3参照) このソフトウェアを除却した	
(1)期中の仕訳 売却・除却したとき (仕訳例04・05)	借方	貸方	借方	貸方

参考【研究開発費を資産計上せず、費用処理される論拠】

研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書
平成10年3月13日 企業会計審議会

2 研究開発費の発生時費用処理について

重要な投資情報である研究開発費について、企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理又は資産計上を任意とする現行の会計処理は適当でない。

研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえない。

そのため、研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でない判断した。

〔資産〕

4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう⁽²⁾ ⁽³⁾。

〔負債〕

5. 負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾。

〔純資産〕

-
- (1) キャッシュ・フロー計算書等については、改めて構成要素を定義しない。
- (2) ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。

テーマ10 引当金

1. 引当金とは(P144)

2. 貸倒引当金の仕訳を書き出して、金額を集計してみよう(P144)

論 点 1	貸倒引当金設定の処理 (P 144～P 147)	
仕訳例の金額 (設例10-1)	①一括評価 売上債権 (受取手形200,000円、 売掛金250,000円 (A社以外)) に対して、実績率法により、期末 残高の2%について設定する。	②個別評価 売上債権 (売掛金50,000円 (A社) に対して、個別に期末残高の50% 設定する。 ①+②の合計で仕訳をする↓
(2)決算整理仕訳 差額補充法により 設定する場合 (前T/B貸倒引当金 5,000) 上記のうち、一括評価分 3,000、個別評価分2,000	借 方	貸 方
(2)決算整理仕訳 洗替法により設定 する場合 (前T/B貸倒引 金5,000) 上記のうち、一括評価分 3,000、個別評価分2,000		

3. 貸倒引当金～翌期の期中の仕訳を書き出してみよう(P147～148)

論 点2	貸倒れの処理① (P 147)			
仕訳例の金額 仕訳例03	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金前期末残高34,000円 ・ 前期販売分の売掛金30,000円が貸倒れ 		<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金前期末残高34,000円 ・ 前期販売分の売掛金36,000円が貸倒れ 	
(1)期中の仕訳 貸倒れたとき	借方	貸方	借方	貸方

4. 貸倒引当金～当期の期中の仕訳を書き出してみよう(P148)

論 点3	貸倒れの処理② (P 148)			
仕訳例の金額 仕訳例04	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金前期末残高34,000円 ・ 当期販売分の売掛金30,000円が貸倒れ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期に貸倒処理した金額34,000円 ・ 前期貸倒れ処理した分が当期に回収 	
(1)期中の仕訳 貸倒れたとき	借方	貸方	借方	貸方

5. その他の引当金～当期の期中の仕訳を書き出してみよう(P149)

論 点3	修繕引当金の処理 (P 149)			
仕訳例の金額 仕訳例05・06	<ul style="list-style-type: none"> 修繕引当金前期末残高2,000円 ・ 修繕引当金9,000円を差額補充法で繰入 		<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">翌期に</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕引当金前期末残高9,000円 ・ 修繕費10,000円を小切手で支払った 	
(1)決算整理仕訳 引当金の設定	借方	貸方	借方	貸方

ここで質問です。

Q1 引当金の種類ってどれくらいあるのでしょうか？

Q2 引当金はなんでも、いつでも会社の判断で設定できるのですか？

Q3 貸倒引当金の計上論拠はなんなのでしょうか？

引 当 金

1 引当金の意義

A

★★★

1. 引当金の意義（企業会計原則注解 18） 「企業会計原則」に規定がある

引当金とは、下記の条件を満たしている場合に、期間損益計算上、当期の負担に属する金額を費用または損失として見越計上する際に生ずる貸方項目をいう。

- ① 将来の特定の費用（収益控除も含む）または損失であって、
- ② その発生が当期以前の事象に起因し、
- ③ 発生の可能性が高く、
- ④ その金額を合理的に見積もることができる

2. 目 的

(1) 期間損益計算の適正化

将来の費用・損失について、その原因が当期に発生したのであれば、それは当期の収益獲得に役立ったものと考えられる。したがって、発生主義の原則により、これは当期の損益計算に加えられることになる。

(2) 貸借対照表上への記載

存在する負債を計上し、または資産の適正な貸借対照表価額を記載することである。

(3) 保守主義の原則の適用

債務保証損失引当金等は、保守主義的思考から計上されるものである。

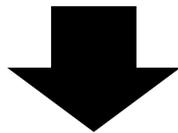
引当金 4 つの計上要件

- ①将来の特定の費用または損失であって
- ②その発生が当期以前の事象に起因し
- ③発生の可能性が高く
- ④その金額を合理的に見積もることができる

(借) ○○引当金繰入 ×××

P/L の側面

目的：期間損益計算の適正化



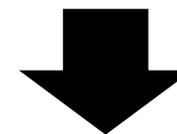
【分 類】

- ①収益控除性引当金
- ②費用性引当金
- ③損失性引当金

(貸) ○○引当金 ×××

B/S の側面

適正な B/S 価額を記載



- ①評価性引当金
- ②負債性引当金

3. 引当金の分類 2つの側面から分類できる

(1) 損益計算の観点からの分類

- ① 収益控除性引当金・・・売上割戻引当金、返品調整引当金等
- ② 費用性引当金・・・・・・・・賞与引当金、退職給付引当金等
- ③ 損失性引当金・・・・・・・・債務保証損失引当金、損害補償損失引当金等

(2) 貸借対照表の観点からの分類

- ① 評価性引当金・・・・・・・・貸倒引当金

評価性引当金とは、資産の部に控除形式で表示される引当金をいう。

- ② 負債性引当金・・・・・・・・貸倒引当金以外の引当金

負債性引当金とは、将来の支出額を意味する引当金をいう。

(借) ○○引当金繰入 × × ×

P/Lの側面

(貸) ○○引当金 × × ×

B/Sの側面

参考【企業会計原則における引当金の意義・目的】

目的	適正な期間損益計算を算定するため
計上要件	第1要件：将来の特定の費用または損失である
	第2要件：その発生が当期以前の事象に起因する
	第3要件：発生の可能性が高い
	第4要件：その金額を合理的に見積もることができる
論拠	<p><費用性引当金>について</p> <p>①大半が費用収益対応の原則を論拠とする</p> <p>②賞与引当金と退職給付引当金は発生主義を論拠とする</p>
	<p><損失性引当金>について</p> <p>保守主義の原則（損害賠償損失引当金）を論拠とする</p>

P/Lの側面

企業会計原則（テキスト144ページ）は、収益費用アプローチに立つためもっぱら損益計算の観点から引当金を捉えています。

参考【費用性引当金の計上論拠（費用収益対応）】



収益認識（掛売上げ）

期首

期末



貸倒れによる損失

費用認識

見越して

